



金 沢 市 公 報

号外第10号

令和3年(2021年)8月6日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	●訓令甲	
●規 則		○職員の勤務時間に関する規程の一部改正につ	
○職員の給与に関する条例施行規則等の一部を		いて	(人 事 課) 2
改正する規則	(人 事 課) 1		

規 則

職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月6日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第51号

職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表第2市長の事務部局の項中「金沢港活性化推進室長 価値創造拠点整備室長」を「金沢港活性化推進室長」に改める。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1アの表市長の事務部局の項中「、価値創造拠点整備室長」を削る。

(金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部改正)

第3条 金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成23年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

経済局 金沢営業戦略 室	産業政策課 金沢港活性化推進室 価値創造拠点整備室	産業政策係	を
--------------------	---------------------------------	-------	---

経済局 金沢営業戦略 室	産業政策課 金沢港活性化推進室	産業政策係	に
--------------------	--------------------	-------	---

改める。

第7条第1項の表中

		8 局の所管事務で他課に属しない事項	を
	金沢港活性化推進室	1 金沢港の振興に関する事項	
	価値創造拠点整備室	1 価値創造拠点の整備に関する事項	

		8 金沢未来のまち創造館に関する事項	に
		9 局の所管事務で他課に属しない事項	
	金沢港活性化推進室	1 金沢港の振興に関する事項	

改める。

附 則

この規則は、令和3年8月8日から施行する。

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第5号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程（昭和34年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年8月6日

金沢市長 山 野 之 義

別表ITビジネスプラザ武蔵で業務を行う職員の項中「ITビジネスプラザ武蔵」の次に「又は金沢未来のまち創造館」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年8月8日から施行する。

令和3年(2021年)8月6日 印刷

令和3年(2021年)8月6日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄